

自営業者認定の重要ポイント

自営業の収入 扶養実態

2025年 7月 22日（火）

時間 10:00～16:30

各健康保険組合の被扶養者認定で、もっとも取扱いに差があるのは自営業者認定です。取扱いの差は、自営業者の年収をどうとらえるか、直接的必要経費とは何か、これらへの考え方、そして判断の差によるものです。さらに必要とする証拠資料の範囲や読み方にも違いがあります。今年1月からは確定申告書を紙提出する際に証拠とする収受日付印付きの控えがもらえなくなっており、その対応についても解説します。

「年収」をどう考えるか、直接的必要経費を認める場合の範囲、資料をどう読むか、そして申請者等への説明はどうすれば良いか、知識だけではなく考え方も整理して、基礎から分かりやすく解説いたします。大手健保の多くの方々にご参加いただいている、この講師でなければ聞けない内容が満載です。健康保険組合の常務理事・事務長、被扶養者認定のご担当の方々に是非ともご参加いただきたいと思います。

講 師

わだ しょうじ
公認会計士・税理士 **和田 正次**
早稲田商学部卒。日本公認会計士協会
東京会経営委員会委員長、日本公認会
計士協会学術賞審査委員等歴任。健保
組合経営実務研究センター（現 一般社
団法人企業福祉・共済総合研究所）の
会計顧問当時より、20年以上の期間に
わたり健保組合関連の業務に携わって
おり、現在は外部監査（会計監査・業
務監査）も実践している。
このほか日本経済新聞社等が主催する
セミナー講師としても活躍中。健保組
合業務にもっとも精通した公認会計士
のひとりであり、2008年以降の健保組
合セミナー講師実績はのべ168講座に
のぼる。

ご不明な点がございましたらメールへお問い合わせ下さい。

E-MAIL: kenshu@wadacpa.com

※キャンセルは開催当日午前9時までにご連絡ください。

ご入金済みであれば全額返金いたします。

お申込の流れと注意事項

- ◆セミナーは、ZOOMを使用します（ライブ配信、録画なし）。
 - ◆申込完了後、ご案内及び受講方法を順次メールアドレスにご送付させていただきます。
 - ◆受講に必要なZOOMのIDとパスコードをお知らせするため、ご受講者のメールアドレスが必要です。
 - ◆受講料のお振込期日は7月末日（ご受講後でも可）です。
 - ◆著作権保護及び個人情報保護の為、本セミナーの録画・録音、資料の無断複製や共用は禁止しております。
 - ◆本セミナーに関する詳しい内容についてはHPにてご確認ください。 <https://www.wadacpa.com>
- 皆様のご参加をお待ちしております。

受講料

30,000 円

（テキスト、消費税込み）

（4講座の受講延べ人数での税込合計額）

1人の場合 30,000 円 **複数受講で割引！**

2人の場合 54,000 円（1人で2講座を含む）

3人以上の場合 24,000 円×受講延べ人数

（例）7/8講座にAさん、29日講座にAさんとBさんのご受講の場合は3人となり、合計受講料は72,000円です。

WEBまたはFAXにてお申し込みください。



<https://wadacpa.com>

FAX: 042-723-8607



主なセミナー内容

I 被扶養者資格の認定と自営業者

1. 認定の趣旨・必要性和自営業者
2. 図解：認定のフローチャート
3. 自営業者を原則否認とするか否かのポイント
4. 認定されるべき自営業者とは
5. 自営業者認定の基本方針の設定と説明ポイント

II 自営業者の「収入」と認定のポイント

1. 被扶養者認定の収入条件
2. 自営業者の「収入」は売上か所得か、あるいは別の計算か
3. 収入はいつのものを対象としたらよいか
4. 収入基準に例外を認めるか否かと、その説明
5. 青色申告制度とは何か、所得とは何か
6. 必要経費とは何か、具体的な範囲
7. 必要経費の事業関連性と認定の留意点
8. 家事費と家事関連費の取扱い方
9. 認定のために必要な調査票と具体的な事前必要書類とは
10. 認定後も重要！継続認定のタイミングと書類
11. チェックリストで確認する必要書類の十分性とその利用目的（なぜ提出を受けるのか）
12. 自営業者の業種別特徴と認定上の留意点
販売・営業、サービス業、不動産賃貸業、農業等

III こんなときどうする？（講師解説）

1. 家族に給与を払っているとき
2. 家事費や家事関連費を必要経費としているとき
3. 減価償却費は控除してよいか
4. 多額の経費の支払いがあるとき
5. 売上が3千万円もあるのに所得が50万円のとき
6. 毎年の所得に大きな変動があるとき
7. 2つ以上の事業があるとき
8. 青色申告特別控除があるとき
9. 認定のための書類の提出がないとき、あるいは不備があるとき
10. 紙提出の控えがもらえないとき

IV 事例による認定（グループ討議と情報交換）

1. サービス業を営むAさんの認定
2. 物品販売業を営むBさんの認定
3. 不動産賃貸業と農業を営むCさんの認定

V まとめと質疑応答

事前にご質問がございましたらメールでお寄せください。
当日にお答えいたします  kenshu@wadacpa.com

7 / 22 (火)	『自営業者認定の重要ポイント』参加申込書(FAX送信用) お申込内容をE-Mail送信していただいても受付可能です。(送信先)  kenshu@wadacpa.com	
受講者氏名・ メールアドレス		
組合名		
所在地		
TEL		FAX (任意)
申込みご担当者 氏名		
通信欄		

申込先 **和田公認会計士事務所**
〒194-0041 東京都町田市玉川学園2丁目4番20号

お申込FAX 042-723-8607
HP : <https://www.wadacpa.com>



個人情報保護方針について:ご記入いただきました個人(法人・組合)情報につきましては、和田公認会計士事務所の案内や研修会開催に関する情報を提供する以外の目的では利用致しません。登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。